

**測量・建設コンサルタント
その他業務委託及び物品等申請者用**

平成22年2月

一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請提出者様
（測量・建設コンサルタントその他業務委託及び物品等）

松前町町内業者の認定基準の制定について

このことについて、平成22年2月8日より「松前町町内業者及び準町内業者の認定基準」を制定いたしました。

標記認定基準により、測量・建設コンサルタントその他業務委託及び物品等で一般競争（指名競争）参加資格審査申請をされる方の区分が町内業者及び町外業者の2つに区分されます。

現在、測量・建設コンサルタントその他業務委託及び物品等で申請されている方のうち、町内に住所（委任先住所）があり、かつ、法人町民税を納めていれば、町内業者として登録されておりますが、**今回、改めて町内業者としての認定を受けないと、平成22年4月1日付の入札参加業者登録において町外業者としての登録扱いとなります。**

つきましては、町内業者としての認定が必要な方は、下記により申請をしてください。
なお、認定に係るフロー及び認定要件については別紙を参照してください。

記

1. 申請書類 別記様式第3号（町内業者認定申請書）及び申請に必要な添付書類
2. 提出期限 平成22年3月15日（月）
上記期限以降でも随時受け付けますが、期限を過ぎてから提出された場合は、4月1日付けの業者登録が町外業者としての登録扱いになることがありますので予めご了承下さい。
3. 提出方法 持参又は郵送
4. 提出先 松前町庁舎 3階 総務部 財政課 入札検査係

〒791-3192

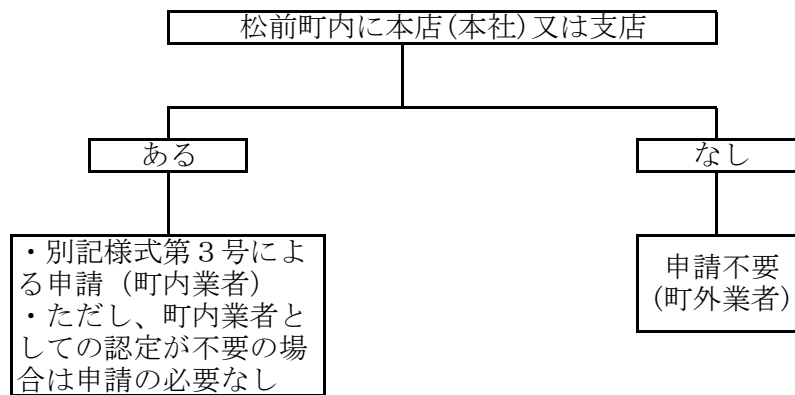
伊予郡松前町大字筒井631番地

松前町 総務部 財政課 入札検査係

TEL 089-985-4157（直通）

FAX 089-985-4148（代表）

測量・建設コンサルタントその他業務委託及び物品等の購入に係る町内業者認定に関するフロー



測量・建設コンサルタントその他業務委託及び物品等の購入に係る町内業者認定の要件

町内業者認定要件

1. 常時契約を締結する事務所として町内に本店、本社又は支店（以下「本支店等」という。）を有し、本支店等において、代表者又は代表者から委任を受けた者が、町長と直接的に契約を締結できなければならない。
2. 事業活動を行い得る人的配置及び設備設置等がなされており、事務所としての形態を整えていること。
3. その他臨時的に設置された事務所と認められるものでないこと。
4. 法人にあっては、松前町において当該法人に係る町税の納税義務を有していること。この場合において、将来発生することが明らかな納税義務を含むものとする。
5. 個人にあっては、1から4の規定を準用するものとする。